

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則（令和7年富山市規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、電気、ガス等の物価高騰の影響を受けている介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づくサービスを提供する福祉事業所並びに富山市心身障害者共同作業所運営補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている者に対する富山市福祉事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給対象等)

第2条 支援金の支給を受けることができる者は、別表第1から別表第3までに掲げる法令に規定するそれぞれその表の中欄に掲げるサービス種別に掲げる事業（以下単に「事業」という。）を実施する事業所等であつて、次の要件を満たすもの（以下単に「事業所等」という。）を運営する事業者とする。

- (1) 令和7年1月1日において現に事業を実施しており、かつ、申請日において現に事業を実施しているものであること。
- (2) 富山市長の指定、許可、登録若しくは認可（共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス及び基準該当計画相談支援に係るものを除く。）を受け、又は富山市長に対する届出を行っているものであること。
- (3) 富山市内に所在するものであること。

- 2 支援金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の合計額とする。
- 3 別表第1及び別表第2に規定する定員は、令和7年1月1日における事業所等の定員とする。この場合において、同日において事業の一部を休止していたときは、当該一部を休止していた事業に係る定員については、これを除算するものとする。
- 4 別表第3障害者総合支援法の項の右欄に規定する支援金額を算定する場合において、当該申請に係る事業所等が中欄に掲げる事業のうち複数の事業についての指定を受けているときは、当該事業所等に付番された事業所番号が同一である事業に係る事業所等を通じて1つの事業所等として算定するものとする。ただし、当該複数の事業が、自立生活援助及び計画相談支援、地域移

行支援又は地域定着支援である場合においては、これらの事業に係る事業所等を通じて1つの事業所等として算定するものとする。

- 5 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスに係る指定及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスに係る指定を併せて受け、又は同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスに係る指定及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに係る指定を併せて受けている等一体的に運営されている場合は、1つの事業所等として扱うものとする。

(支給申請)

第3条 規則第3条に規定する別に定める日は、令和7年6月30日とする。

- 2 規則第3条に規定する別に定める申請書は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書(様式第1号)とし、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 支給対象事業所等調書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 支援金の支給申請は、1事業所等につき、1回限りとする。

(支給決定)

第4条 規則第4条第1項の規定による通知は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(関係書類の保管)

第5条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し支援金の支給年度の末日の翌日から起算して5年間保管しておかなければならない。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

入所系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（空床型を除く。）	定員 1 人当たり 7,500 円
老人福祉法	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）	
障害者総合支援法	施設入所支援 療養介護 共同生活援助 短期入所（空床型を除く。）	定員 1 人当たり 7,500 円
生活保護法	救護施設	定員 1 人当たり 15,000 円

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）

通所系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	定員 1 人当たり 2,900 円
障害者総合支援法	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援	定員 1 人当たり 2,900 円
	地域活動支援センター（Ⅱ型を除く。）	
—	心身障害者共同作業所	定員 1 人当たり 5,800 円

別表第3（第2条、第3条関係）

訪問系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	訪問介護 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 訪問看護、介護予防訪問看護（みなし指定を除く。） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	1 事業所 19,500 円
	介護予防支援（地域包括支援センター）	1 施設 39,000 円
障害者総合支援法	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	1 事業所 19,500 円

備考 この表において「事業所」及び「施設」とは、第2条第1項各号に掲げる要件を満たすものをいう。

様式第 1 号（第 3 条関係）

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書

令和 年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金の支給について、富山市福祉事業所物
価高騰対策支援金支給規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

支給申請額 金 円

（添付書類）

1 支給対象事業所等調書（様式第 2 号）

上記の支給申請額を下記の口座へ振り込み願います。

金融機関コード							
支店コード							
金融機関	銀行・信用金庫				支店		
	信用組合・農協						
預金種目	普通 ・ 当座・その他（ ）						
口座番号							
フリガナ 口座名義							

様式第 2 号（第 3 条関係） 支給対象事業所等調書

No.	事業所番号	事業所等名	サービス種別	支援金額	定員	支給金額
					合計金額	

様式第 3 号（第 4 条関係）

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書

富山市指令 第 号
令和 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市福祉事業所物価高騰対策支援金については、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

支 給 決 定 額 金 円

(担当)